

滝川市立病院施設設備管理業務仕様書

1. 施設の規模用途等

- (1) 名称 滝川市立病院
- (2) 所在地 北海道滝川市大町2丁目2番34号
- (3) 構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造、免震構造
- (4) 規模 地上1階～地上7階 塔屋1階
病棟314床（一般病棟270床・精神44床）
延床面積 24,080㎡
- (5) 用途 病院

2. 設備概要

空調設備、電気設備、給排水衛生設備、消防設備、特殊空調設備、医療排水設備、通信情報設備、監視制御設備、医療ガス設備、ELV設備、RI設備等。

3. 業務の目的

滝川市立病院の電気、空調、給排水設備、及びその他の設備を一連のシステムとして把握し、その安全かつ効率的な運転操作及びその維持保全に必要な日常巡視点検を行い、衛生的で快適な病院環境を作ると共に、各機器の機能を常に良好な状態に維持し、予防保全に努める。

緊急時への対応は迅速に行い、万一、異状の発見や予測が出来るような場合には、適切な処置による設備の維持保全に努め耐用年数の延長を図る。また、それぞれの業務を計画的かつ効率的に行うと共に、設計当初に意図された条件を満足させるものとする。

特に安全確保に留意し、省エネルギーを追求し、良好な環境作りと設備の耐用年数の延長を図ることにある。

4. 業務内容

(1) 施設設備管理業務

各設備の運転管理及び設備保守点検業務等を下記のとおり行う。

詳細な業務内容については、当院の施設規模及び特性を考慮した提案をすること。

(ア) 日常巡視点検業務

- a. 設備機器等を巡視点検し、破損や損傷及び異状の有無を確認し、故障のないよう日常保守を行い故障を未然に防止するのは当然であるが、万一故障が生じた場合でも最小限に故障を食い止め、速やかに適切な処置を講じるものとする。

(イ) 中央監視業務

- a. 中央監視盤による各設備の運転状態の監視、警報監視を行うこと。

(ウ) 法定点検業務

- a. 消防用設備等点検（消防法第17条の3の3）
- b. 医療ガス設備保守点検（平成29年9月6日付医政発0906第3号厚生労働省医政局長通知）

- (エ) 緊急時の対応
 - a. 災害等発生時の緊急の対応を行うこと。
 - b. 搬送設備（エレベーター）の故障発生時に、一時対応を行うこと。
- (オ) 防災訓練の立案計画の補佐と実施を行うこと。
- (カ) 営繕業務
 - a. 病院運営上必要と思われる営繕業務を行うこと。
- (2) エネルギー使用量の分析を実施し、省エネルギー計画の立案及び実施を通じた光熱水費等のコスト削減業務
 - (ア) 重油・電気等のエネルギー使用量に関して、適切な分析・評価を行い無駄のない設備機器を運転を行うこと。
 - (イ) 各設備データの記録、分析、管理を行い、具体的な削減提案を行うこと。
 - (ウ) エネルギー管理士による定期的な巡回を実施しエネルギー使用状況の把握及び省エネに対する提案件報告書を月1回以上提出すること。
また、病院が作成する定期報告書や管理方法の助言を実施すること。
- (3) 中長期的修繕計画の企画立案それに伴う長期的なコスト削減業務
 - (ア) 長期的な視点に立ち、計画的な設備修繕及び省エネルギー計画の立案を行い具体的な提案を行うこと。
- (4) 設備簡易点検業務
 - 各主要付帯設備について、簡易点検を行うこと。詳細は別紙「設備簡易点検及び保守メンテナンス業務仕様書」のとおりにする。

5. 業務委託期間

契約日から令和8年3月31日までとするが、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る当市の歳出予算において減額又は削除があった場合、この契約を変更し、又は解除することがある。この場合において、受託者に損害が生じた場合は、受託者は当市に対してその損害の賠償を請求することができる。この場合における賠償額は双方協議により定めるものとする。

6. 業務の構成及び体制

受託者はこの業務の指揮及び教育の実践等を行う現場責任者(以下「責任者」という。)を常駐させ、その他に仕様書における業務を円滑かつ確実に履行できる人員を配置すること。

なお、従業者は、健康で日常業務に支障のない者を選任すること。

(1) 常駐人員

業務に従事する人数は、下記の通り人員を配置すること。

また、従事者が休暇等により業務出来ない場合はこれに替わる者を配置すること。

- | | | |
|---------|-------------------|----|
| (ア) 平日 | 午前8時30分から午後5時まで | 3人 |
| | 午後5時から翌日午前8時30分まで | 2人 |
| (イ) 休診日 | 午前8時30分から午後5時まで | 2人 |

(2) 有資格者の配置

配置する業務従事者は、下記資格者を従事させること。

- (ア) ボイラー取扱作業主任者
- (イ) 危険物取扱者
- (ウ) 電気工事士
- (エ) 医療ガス保安管理技術者

(3) 従事者は各設備の保守管理及び届出を行うにあたり、法令の定めがある場合は、専任の有資格者が行うこと。

(4) 業務従事者

- (ア) 責任者は、当院の特殊性を十分認識し、本業務を統括するに必要な知識、経験、資格を有するものを選任すること。また、各業務において、法令で定められた資格の必要なものは専任者を定め、届け出ること。
- (イ) 責任者は、従事者の労務管理、業務連絡、緊急時の対応を行う。
- (ウ) 責任者は、各業務ごとに必要に応じて年間、月間、週間の業務計画表を作成し、定められた期日までに職員に提出すること。
- (エ) 責任者は、全業務における運営状況を把握し、情報等を一元管理し、職員と業務の改善や問題点について随時協議を行い、当院の要望を的確に把握し、迅速に対応する指示を行うこと。
- (オ) 責任者は、各業務従事者に対して必要な教育、訓練を実施すること。
- (カ) 責任者は、患者等のトラブルに対して、確実にかつ誠意をもって対応すること。

7. 責務

受託者は、受託業務の遂行にあたり、当病院の特殊性を十分に理解し、その円滑な運営に支障をきたすことのないようにすると共に、以下に掲げる事項についてもその責務を果たすこと。また、病院利用者に対しても遺漏のないよう万全を期し、誠実に対応すること。

(1) 法令等の遵守

受託者は、この業務の遂行に当たっては、労働安全衛生法、電気保安規定、消防計画等関係法令を遵守すると共に、機器を常に正しい状態で運転し、病院の安全と良好な環境の保持に努めること。

(2) 履行上の注意

- ① 受託者は、病院の用途、四季の気温の変化及び負荷変動に対応した適正かつ経済的な運転をすること。
- ② 受託者は、運転効果とその機能を監視し、設備の機能を常に良好の状態に保つと共に、事故の防止及び早期発見に努めること。
- ③ 受託者は、運転監視及び予防保全を行い、故障を発見し、軽微な故障修理（部材取替業務は除外）を実施し、部材取替業務を必要とする箇所を発見したときは、直ちに病院施設管理者に報告し、病院の運営に支障をきたさないように努めること。

また、機能の劣化損傷等による事故発生を防止すると共に、設備の寿命を延ばす為の技術的努力を払うこと。

④ 受託者は、火災、停電、断水その他の災害が発生した場合は、委託者に速やかに連絡し、的確な措置を行うこと。

(3) 信用失墜行為の禁止

受託者は、委託者の信用を失墜する行為をしてはならない。

8. 報告等の義務

責任者は、当院が承認した様式の日誌等により、業務内容を翌日（翌日が休日であるときは直近の勤務日）の朝、職員に報告しなければならない。

9. 予防措置等

(1) 危害及び損害予防措置

受託者は、業務の実施にあたり、委託者及び第三者に危害又は損害を与えないように万全の措置をとらなければならない。また、危害又は損害を与えた場合若しくは恐れのある場合には、受託者は直ちに委託者に報告すること。

(2) 破損個所に対する措置

受託者は、業務中に発見した破損や、故障個所について、修理又は応急措置を講じ応急措置が出来ない場合でも適切な予防措置をとること。この場合、措置状況はすべて記録し、委託者に報告すること。

10. 諸手続き

(1) 受託者は、官公署への連絡届け出手続きについて、委託者に協力し、遅延なくこれを処理すること。また、受託者は、業務に係る諸官庁届出書類及び報告書等を委託者と協議の上準備作成し、委託者に提出すること。

(2) 調査報告及び改善義務

委託者は、業務に関して調査し、又は報告を求め、必要のある時は改善を求めることができるものとする。この場合受託者は、直ちにこれに応じてその結果を報告し、改善を実施すること。

11. その他

(1) 大事故発生時や災害時などの緊急時に、従事者は出来る限り当院に協力し、必要な措置を講じること。

(2) 当院は、内線電話を設置している。外線電話（ファックス、通信回線を含む）を設置することは可能だが、外線電話の工事費用、電話機及び加入権は受託者の負担とする。

(3) この仕様書に定めのない事項に関しては、委託者と受託者でその都度協議する。